

税務講座(48)

減価償却制度の改正について

森税務会計事務所所長
全国農業経営コンサルタント協議会専務理事 事務局長
税理士 行政書士
森 剛一

平成19年度税制改正によって、減価償却制度が改正されました。平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点で「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。

新たな定率法の導入

定率法とは、その償却費が毎年一定の割合で逡減するように減価償却費を計算する方法です。

旧定率法

償却限度額 = 期首帳簿価額 × 旧定率法の償却率

新たな定率法

【調整前償却額 償却保証額の場合】

償却限度額 = 期首帳簿価額 × 定率法の償却率

上記のように、旧定率法と新たな定率法との違いの一つは、適用する償却率です。新たな定率法では、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)が適用され、従来の制度に比べて早い段階において多額の償却を行うことが可能になりました。田植機、自脱型コンバイン、フロントローダー(畜舎清掃機)など、農畜産業用の機械には、耐用年数が5年のものが多いのですが、たとえば耐用年数が5年の場合、定率法の償却率は、従来の0.369から0.500へ約1.36倍になります。

まず、「特定事業年度」の前年までは、減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から償却費の累積額を控除した後の金額、ただし、事業供用1年目は取得価額)に、「定率法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)を乗じて計算した金額(=「調整前償却額」)を各事業年度の償却限度額として償却を行います。ここまでは、償却率が異なるだけで、計算方法は従来と同じ

になります。この場合の特定事業年度とは、「調整前償却額」が、その減価償却資産の取得価額に保証率(耐用年数省令別表第十に規定)を乗じて計算した金額である「償却保証額」を下回った場合、その最初の事業年度(表1で5年目)になります。

定率法の場合、償却率が1.000でない限り、期首帳簿価額に償却率を乗じて償却費の額を計算する以上、償却限度額は期首帳簿価額を下回ることになり、期末帳簿価額は半永久的に1円にはなりません。しかしながら、残存価額が廃止されたため、新たな定率法では、特定事業年度以降は均等償却に切り換えて1円まで償却することになりました。これが旧定率法と新たな定率法との違いの二つ目です。

【調整前償却額 < 償却保証額の場合】

償却限度額 = 改定取得価額 × 改定償却率

特定事業年度の期首帳簿価額を改定取得価額(表1の太枠の金額)とします。特定事業年度以後は、この改定取得価額に、その償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います。

法人協会ニュース

農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会
輸出に意欲のある生産者や流通関係者の方々を対象に、国内外からの輸出促進サポーターを招いて、セミナーでの輸出に関するノウハウの提供と、試食・展示による輸出品発掘会を開催しビジネスチャンスを広げます。

2007年11月30日(金) 13:00~17:40

場所：第一ホテル東京シーフォート

詳細は当協会事務局(担当：新井)まで。

なお、右の表では、調整前償却額が償却保証額を下回る特定事業年度が5年目になりますが、特別償却を行なった場合には、調整前償却額が償却保証額を下回る特定事業年度が早まります。たとえば、事業供用初年度に「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却」により取得価額の30%の特別償却を行なった下の表の例では、特定事業年度が3年目になり、償却年数が2年短くなります。

定額法の償却率	0.200		保証率	0.06249		改定償却率	1.000	
定率法の償却率	0.500		保証率	0.06249		改定償却率	1.000	
年数	1	2	3	4	5			
期首簿価	5,000,000	2,500,000	1,250,000	625,000	312,500	312,500		
調整前償却額	2,500,000	1,250,000	625,000	312,500	156,250			
償却保証額	312,450	312,450	312,450	312,450	312,450			
改定取得価額 × 改定償却率								312,500
償却限度額	2,500,000	1,250,000	625,000	312,500	312,499			
期末簿価	2,500,000	1,250,000	625,000	312,500	1			

表1. 耐用年数5年の場合 312,500・・・改定取得価額

定額法の変更

定額法とは、その償却費が毎年同一となるように減価償却費を計算する方法です。

旧定額法

償却限度額 = (取得価額 - 残存価額) × 旧定額法の償却率

旧定額法では減価償却資産の取得価額から残存価額を控除した金額が償却基礎額となっていました。

新たな定額法

償却限度額 = 取得価額 × 定額法の償却率

これに対して、新たな定額法では残存価額を控除せず、取得価額そのものに従来とほぼ同じ「定額法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)を乗じて計算した金額を償却限度額として償却を行います。

搾乳牛や果樹など生物の償却方法は定額法のみとなっ

ていますが、この改正により、たとえば、残存割合が20%でこれまでは取得価額の80%までしか償却できなかった搾乳牛(繁殖用の乳牛)が、平成19年4月1日以後に取得するものは100%まで償却することができます。これにより、事業年度ごとの償却限度額が従来の1.25倍になります。同様に、黒毛和牛など肉専用種の繁殖牛(残存割合50%)は取得価額の50%から100%へ2倍に、豚(同30%)は70%から100%へ約1.43倍に、それぞれ事業年度ごとの償却限度額が増えることとなります。

定額法の償却率	0.200		保証率	0.06249		改定償却率	1.000	
定率法の償却率	0.500		保証率	0.06249		改定償却率	1.000	
年数	1	2	3	4	5			
期首簿価	5,000,000	2,500,000	500,000	1	1			
調整前償却額	2,500,000	500,000	250,000	0	0			
償却保証額	312,450	312,450	312,450	312,450	312,450			
改定取得価額 × 改定償却率			500,000					
償却限度額	4,000,000	500,000	499,999	0	0			
期末簿価	1,000,000	500,000	1	1	1			

表2. 耐用年数5年で特別償却を行った場合 500,000・・・改定取得価額

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の場合、前事業年度(前年)までの償却費の累積額が、従来の償却可能限度額(有形固定資産については取得価額の95%相当額)まで到達している減価償却資産について、その到達した事業年度の翌事業年度(平成19年4月1日以後に開始する事業年度に限られる。)以後において、5年の月割均等償却を行ない残存簿価1円まで償却します。

【償却可能限度額に達した減価償却資産の償却】

償却限度額 = (取得価額 - 償却可能限度額 - 1円) × 償却を行う事業年度の月数 / 60

償却可能限度額の残額を月割均等償却することができるのは、あくまで、従来の償却可能限度額に到達した事業年度の翌事業年度からであり、償却可能限度額に到達した事業年度事業年度において、償却可能限度額の残額の月割均等償却することは認められていません。

なお、従来の償却方法については、その計算の仕組みはそのままに、名称が旧定額法、旧定率法と改められました。

所有権移転外リース取引

平成 19年度改正では、ファイナンス・リース取引を税務上すべて売買があったものとして取り扱うこととなりました。ただし、この改正の適用は平成 20年 4月 1日からです。平成 20年 4月 1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約によって、その賃借人である法人が取得したものとされる「リース資産」については、次の「リース期間定額法」により償却限度額を計算することとなりました。なお、所有権移転外リース取引とは、基本的には、従来から税務上売買があったものとして取り扱われてきた「みなし売買リース」(定率法適用可)以外のファイナンス・リース取引ということになります。

【リース期間定額法】

$$\left(\begin{array}{l} \text{リース資産の} \\ \text{取得価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{残価保} \\ \text{証額} \end{array} \right) \times \frac{\text{その事業年度におけるリース資産の} \\ \text{リース期間の月数}}{\text{リース資産のリース期間の月数}}$$

注 リース資産の取得価額は、残価保証額がない場合には、リース料の総額となる。ただし、その一部を利息相当額として区分した場合には、その区分した利息相当額を控除した金額となる。

法人協会ニュース

エサ米シンポ～飼料用稲の可能性を探る～開催のご案内

世界的な穀物飼料の高騰に晒されている今日、日本最大の穀物である「米」について、飼料用稲の可能性が議論され、多くの地域で実験的な取り組みが進められています。

こうした中、当協会も参加する「全国農業

者組織連絡協議会」では掲題のシンポジウムを開催することといたしました。

世界的な穀物需給不安の下で、農業経営者のすべきことは何か？そのヒントになるかと思えます。どうぞ奮ってご参加ください。

日時：11月14日(水) 13:00~ 17:00

場所：蚕糸会館 6階会議室

(東京都千代田区有楽町 1-9-4)

主な内容：基調講演「飼料用米の可能性」

・現地事例：養鶏・養豚・稲作経営から見た飼料用稲

・情勢報告：海外穀物原料の最新事情について

お申込みは全国農業会議所 (TEL: 03-3251-3906) もしくは当協会事務局 (TEL: 03-5156-0365担当・新井) までご連絡下さい。

加工・業務用野菜産地と実需者との交流会が開催されます

加工・業務用野菜の国内取引を拡大するため、野菜生産に取り組んでいる生産者と、外食・加工業者などとの展示・商談会を開催されます。この機会にぜひご参加ください。

日時：11月21日(水) 10:00~ 17:00

場所：都立産業貿易センター浜松町館

(JR浜松町駅より徒歩5分)

日本フードサービス協会による、バイヤーズ商談会も併催されます。

詳細につきましては協会事務局 (TEL: 03-5156-0365担当・濱野) まで!

「会員基礎データ」引き続きご返信をお待ちしております

先般、2回目の郵送をご案内させていただいておりますが、「会員基礎データ」のご返信をお願いいたします。宜しく願いいたします。

アグリビジネス経営塾 第344号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会

(HP <http://www.hojn.or.jp/>)

TEL: 03- 5156- 0365/ FAX: 03- 5156- 0366

MAIL: juku@hojn.or.jp

© (社)日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。